

## 回 答 書

番号 2 石田 卓成 議員

質問事項 4 市職員の地域活動への参加について

市職員の地域活動への参加についてです。

市職員の地域活動への参加は重要なことであり、これら活動に市職員が積極的に参加することは望ましいと考えております。

職員の兼業につきましては、地方公務員法において営利企業への従事等の制限が規定されており、公務の遂行に支障が生じることや、職務及び職員の公正が確保できない、又は品位を損ねるといった兼業とならないよう、これまで地方公務員法や国の基準・運用に沿って従事の可否等について判断を行っているところです。

一方で、近年、地域活動の担い手不足もあり、公務員のより一層の社会貢献活動への参加が期待されている状況があります。こうした状況を受け、職員の兼業について、先般、総務省から円滑な制度運用を図るための環境整備を進めるよう通知がなされています。

この中には、職員が公益的活動等を行うための兼業に関し、具体的な許可の基準を設定することで、兼業を希望する職員が許可申請を躊躇なく行えるようにすること、さらには、兼業による職務への影響を確認するために、必要に応じて兼業先の業務の把握を行うことなどが示されています。

本市においても、職員が地域活動にこれまで以上に参加しやすい環境を作っていくことが大事であると考えますので、この通知も踏まえ、兼業の許可に対する基準等を周知することによって、職員の積極的な地域活動への参加が促進できるように努めてまいります。

(担当部署：総務部職員課)